

延岡市窓口業務民間委託に係るプロポーザル実施要領

延岡市窓口業務を民間委託する相手方の候補者を選定するために、このプロポーザルを実施します。

目次

	ページ
1 委託業務の概要	1
2 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由	2
3 プロポーザル方式及びその理由	2
4 スケジュール（予定）	2
5 参加資格	3
6 参加申込の手続	3
7 プロポーザルに関する質問及び回答	4
8 業務提案書等の提出	4
9 選定基準及び配点	5
10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	5
11 受託候補者の選定	5
12 選定結果の通知・公表	5
13 契約	6
14 失格	6
15 その他	6

1 委託業務の概要

- (1) 目的 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22法律第224号）に基づく事務の記録の一部事務や、各種証明書等の受付及び作成、窓口案内等を民間委託し、民間事業者のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と安定的なサービスの提供並びにコストの削減を図ることを目的とする。
- (2) 業務名 延岡市窓口業務民間委託
- (3) 業務内容 別紙「延岡市窓口業務民間委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日～令和10年12月31日
業務委託期間は令和8年1月1日から令和10年12月31日までとし、契約締結日から業務委託開始までの期間を準備期間とする。
- (5) 業務に要する費用（上限価格）
3年間総額 307,492,530円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※年度別支払限度額

令和7年度	24,807,372円
令和8年度	100,600,224円
令和9年度	102,467,064円
令和10年度	79,617,870円

契約金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

委託料にかかる消費税及び地方消費税の額は、契約期間中その税率に変更があったときは、変更後の額とする。なお、見積書の金額が、業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とする。

※当該委託上限額は、本業務委託に係る必要経費の全てを含むものとする。

2 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本委託業務は、多くの市民が利用する市民課の業務のうち、証明書等の交付に関する業務、住民異動等や戸籍届出等に関する業務、印鑑登録、自動車臨時運行許可等の業務、国民年金等に関する業務等についての対応等、法令等や業務に関する知識を要する業務である。また、市役所を訪れる住民への総合案内業務、庁舎内の共用車配車等を行う業務等、市民対応等の接遇等の技術や経験などを要することから、価格のみによる競争では、これらを適切に行うことのできない事業者が選定される恐れがある。そのため、提案を受けてその内容を審査することにより、適切に事業遂行できる事業者かを判断するため、プロポーザル方式を選定する。

3 プロポーザル方式及びその理由

公募型プロポーザル

(理由)

参加資格を有する事業者から広く提案を受けるため。

4 スケジュール(予定)

(1) 公募開始日	令和7年8月27日(水)
(2) 参加申込書受付	〃 8月27日(水)～9月16日(火)
(3) 質問の受付	〃 8月27日(水)～9月3日(水)
(4) 質問に対する回答 期限	〃 9月8日(月)
(5) 参加資格確認結果通知	〃 9月19日(金)
(6) 業務提案書等の受付	〃 9月19日(金)～9月30日(火)
(7) プレゼンテーション	〃 10月上旬
(8) 審査結果通知	〃 10月中旬
(9) 契約に向けた協議等	〃 10月下旬
(10) 契約締結	〃 10月末
(11) 現行受託者からの引継ぎ	〃 11月1日～令和7年12月末

5 参加資格

次に掲げる資格を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を本プロポーザルの公表日から受託候補者決定の日まで受けていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公表日前2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルの公表日に納付・納入期限が到来している国税及び延岡市税に滞納がないこと。
- (7) 役員等が、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (8) 本プロポーザルの公表日において九州内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の所在地。）を有する者であること。

6 参加申込の手続

(1) 問合せ先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 市民環境部 市民課 管理係

T E L : 0982-22-7015 F A X : 0982-21-1457

E-mail : shimin@city.nobeoka.miyazaki.jp

延岡市HP URL <https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>

(2) 提出書類（各証明書は、本プロポーザルの公告日以後に発行したものに限る。）

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第1号）及び（別紙）役員等一覧表（受任者を含む）
- ② 定款及び登記事項証明書又はこれらに類するもの
- ③ 納税証明書

本プロポーザルの公告日に納付・納入期限が到来している国税及び延岡市税に滞納がないことを証するもの。（未納の税額について法令の規定に基づき納税の猶予を受けている場合にあっては、そのことを証するもの。）

(3) 提出方法：提出書類を各1部、持参又は書留郵便により事務局へ提出すること。

(4) 提出期間：令和7年8月27日（水）～令和7年9月16日（火）

※持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。書留郵便の場合は、令和7年9月16日必着。（郵送した旨を事務局へ電話連絡すること。）

(5) 参加資格の確認結果通知

参加資格の確認結果について、令和7年9月19日（金）までに通知

(6) 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、業務提案書等の提出期限までに、プロポーザル参加辞退届（様式第2号）を持参又は書留郵便により事務局に提出すること。

※ 郵便の場合は、同日までの消印有効。郵送した旨を事務局に電話連絡すること。

7 プロポーザルに関する質問及び回答

- (1) 質問方法 プロポーザルに関する質問書（様式第3号）により電子メールで提出（提出した旨を事務局に電話連絡すること。）
- (2) 受付期間 令和7年8月27日（水）～9月3日（水）
- (3) 回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (4) 回答期日 令和7年9月8日（月）

8 業務提案書等の提出

- (1) 提出書類（提出部数：正本1部 副本10部）

※副本については、社名・ロゴ等、会社が特定できるものは使用しないこと。

①表紙※「業務提案書」と記載し、「正本」または「副本」であることを表示する。

②業務実施体制各種調書及び業務提案書提出届（様式第4号）

③各種調書及び業務提案書等

ア 会社概要（様式第5号）

イ 業務実績調書（様式第6号）

※補足する書類として、自治体との委託契約書の写し（相手方がわかるもの）を添付すること（※補足する書類は、正本に1部添付）

ウ 本市業務を受注するにあたっての組織体制（任意様式（別紙1）記載例参照）

エ 業務提案書

オ 本市への委託社員の配置予定人数（任意様式（別紙1）記載例参照）

カ 参考見積書（様式第7号）及び見積内訳書（1部提出とする。）

・見積内訳書は任意様式とし、見積価格の根拠となる単価、工数（人・日）その他必要な経費等を記載すること

キ 資格取得の証明

・プライバシーマークの更新実績等の証明となるもの（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの取得日および取得番号並びに更新回数わかるもの）

・ISMS（ISO/IEC27001）の取得の証明となるもの

ク 直近3年間の財務書類（経常利益率、自己資本比率計算書（様式第8号））

・直近3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）を添付すること※提案者の特定につながる情報や個人情報は記載しないこと。

ケ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第9号）（1部提出とする。）

(2) 提出方法：持参又は書留郵便により事務局へ提出すること。

(3) 提出期間：令和7年9月19日（金）～9月30日（火）

※持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。書留郵便の場合は、
令和7年9月30日必着とする。（郵送した旨を事務局へ電話連絡すること。）

9 選定基準及び配点

(1) 選定基準及び配点

「延岡市窓口業務民間委託に係るプロポーザル方式による事業者選定基準」のとおり。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

延岡市窓口業務民間委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された業務提案書等を基に、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日 時 令和7年10月上旬予定（別途通知）

(2) 場 所 延岡市役所本庁舎 会議室（別途通知）

(3) 参加者 3人以内（プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第9号）により報告した者に限る。）

(4) 実施時間 1者当たり20分以内（予定）

説明終了後に審査委員が質問を行い、1業務提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計35分以内とする。

(5) 実施方法 自由形式

(6) 貸与品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター・モニター。それ以外の物品は、参加事業者が用意すること。

(7) 禁止事項 ・新たな資料等の提出

・業務提案書等の記載事項の修正や追加

11 受託候補者の選定

前記9の選定基準に基づいて、選定委員会の7名の委員の採点（2,100点満点：各委員300点の持ち点）を合計して評価点数を算出し、評価点数の最も高い者を受託候補者として選定する。受託候補者として選定した者が後記14の規定により失格となった場合には、評価点数が次順位であった者を繰り上げる。

【留意事項】

(1) 評価点数の合計点が満点の60%に達しない場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 評価点数の合計点が同一の場合には、評価項目の「第1 基礎点」と「第2 加算点」の合計得点が高い者を第1順位とし、更に同点の場合は前記合計得点に「第3 企画点」を加算した得点が高い者、次いで「参考見積価格」の得点が高い者の順で上位とする。

12 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知・公表

審査実施後、プロポーザル参加事業者に対して、審査結果を10月中旬に書面にて通知する。また、延岡市ホームページにおいても公表を行うものとする。

なお、選定結果に関する質問については、一切受け付けない。配点結果の詳細については公表しない。

13 契約

(1) 契約の締結

- ① 業務提案書の記載内容のうち本委託業務の仕様として採用する部分、業務提案書に記載されていない事項など、市と受託候補者で本委託業務の仕様の詳細について協議を行う。
- ② 協議の結果、双方合意した本委託業務の仕様を基に、受託候補者が市に見積書を提出する。
- ③ 市と受託候補者で、本委託業務の仕様、経費等について協議が整った場合に契約を締結する。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条に定めるところによる。

(3) 委託料の支払

委託料の支払については、契約締結時に定める月毎を単位とする分割支払いとし、業務委託期間（令和8年1月～令和10年12月）の毎月の業務完了後、所定の手続きを経た後、受託者の適正な請求に基づき請求のあった日から起算して30日以内に支払う。

※ なお、本業務委託料にかかる消費税及び地方消費税の額は、契約期間中、税率に変更があったときは、変更後の額とする。

※ 消費税及び地方消費税の額の算定に関し1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切捨てるものとする。

14 失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 見積書（様式第7号）の見積価格が委託料の上限額を超えている場合
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- (3) 提出書類の重要部分に虚偽の記載があった場合、選定委員会の委員と不正に接触した場合、その他審査の公正性又は公平性を害する行為があったと認められる場合
- (4) 本プロポーザルの公告日から本委託業務に係る契約締結までの間に、参加資格を満たさなくなった場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 業務提案書は、参加事業者1者につき1件に限る。
- (3) 参加事業者が1者の場合であっても本実施要領に基づき受託候補者の選定等を行う。
- (4) 提出書類の取扱い
 - ① 提出された書類は、返却しない。
 - ② 提出された書類の訂正や差替えは、市が指示した場合を除き、認めない。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、開示請求があった場合は、延岡市情報公開条例に基づき対応する。
 - ④ 提出のあった書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲で複製する場合がある。